

1 第三者評価機関名

有限会社プログレ総合研究所

2 訪問調査実施日

令和7年2月5日・12日

3 事業者情報

(1)	種 別	児童相談所一時保護所	(2)	名 称	群馬県東部児童相談所
(3)	代表者	所長 青柳 尚志	(4)	定 員	30名
(5)	所在地	群馬県太田市新田木崎町369-5			
(6)	H P				

4 評価の総評

● 評価の高い点

児童の権利条約、国の一時保護ガイドラインに沿い、常に児童一人一人の心情等を考慮した支援を実施している。事情により一時保護となった児童に対し、本人が理解しやすい言葉や表現を変えたり、写真・絵カード等を活用している。日々の体調及び心情心理、日中や睡眠状況など生活全般の把握のための声掛けを実施。週1回の面談や毎月アンケートを実施することで、表出しにくい要望や意見等を聞く体制がある。児童一人一人の様子等は毎日ミーティングで申し送られる他、専用システムに入力され、いつでも閲覧が可能となっている。定例の所内会議で児童相談所と連携し、情報共有を図っている。県の業績評価管理を活用した人材育成の実施を通し、支援の質向上を図っている。

○ 改善に向けて取り組んでいる点

身体障害、知的障害、精神障害、発達障害など、障害に関する対応法等について、一保護所業務手引きに明記されていない。今後障害等に関する支援も考えられることから、全職員が対応でき得る対応法などを整備されることが望まれます。

5 事業者のコメント

東部児童相談所一時保護所は、令和2年4月に開所し、今年度5年目を迎えた。令和3年度に続き2回目の第三者評価を受審する機会となった今回は、令和5年度に全部改正された「一時保護ガイドライン」を踏まえたものであり、より一層児童の権利擁護を重視した取り組みが求められる中で様々な評価がされたことは、一時保護所職員にとって大変有意義なものであった。

前回課題点として挙げられた事業計画の見直しに関する手順、対応法の明確化については、一時保護所運営委員会が定期的開催されるようになったことで、各児童相談所の意見調整を図り、必要に応じて事業計画の見直しを随時行っていく体制が整ったため、一定の改善がなされていると考えている。

今後、障害を抱えた児童を保護することについて、過去5年の実績から判断しても一定数の需要はあると考えられ、児童相談所人材育成研修や一時保護所業務手引きの見直しなどをとおして、個々の障害に応じた適切な支援が行えるよう取り組んでいきたい。

6 第三者評価結果内容（項目毎）

[No.1] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
1-1	子どもの権利について、子どもの年齢や理解に応じて、分かりやすく説明しているか	○
	✓ 子どもの権利を説明するツールを作成・活用している ✓ 日常生活の中で伝える取組をしている	
1-2	子どもの権利が侵害された時の相談先及びその方法を説明しているか	○
	✓ 職員や第三者に相談ができる具体的な相談先や方法を説明している	
<u>その他工夫している点</u> ・一時保護所入所時に児童福祉司又は児童心理司より、入所理由・目的・今後の見通し等について説明し、記録に残している。 ・「子どもの権利ノート」を活用して、一時保護所内の困りごと等について、相談体制があること、自分の意見や思いを伝える方法について、児童の年齢や理解度に合わせて、絵や図などを用いて理解しやすいように説明を実施している。 ・いつでも自由に意見を言えるよう「意見箱」をラウンジに設置している。 ・悩みがあるときには、一時保護所の児童心理司と自由に面接ができることを伝えている。		

[No.2] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
2-1	子どもの意見・要望・苦情等が適切に表明されるような配慮を行っているか ✓ 子どもが意見等を表明してよいことを分かりやすく説明している ✓ 子どもの意見等を積極的に把握する取組が行われている ✓ 子どもが意見等を言いやすくなるような工夫がされている ✓ 子どもから、意見等が出されている ✓ 子どもが自主的・主体的に提案したり、取組ができる仕組みがある ✓ 苦情解決の体制が整備されている	○
2-2	子どもの意見を尊重して一時保護等の質の向上を図る取組が行われているか ✓ 子どもの意見等があった場合の対応方法が明確になっている ✓ 実際に子どもの意見等が反映された事例がある	○
<u>その他工夫している点</u> ・意見箱を施設内に設置している。 ・「お悩み相談」の際、子ども自身が自分の気持ちを職員に伝えられるような状況を作っている。 ・毎月アンケートを実施し、必要に応じて面接をする等の工夫を行い、子どもの意見等を尊重する体制が整っている。		

[No.3] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
3-1	一時保護の理由や目的、一時保護所での生活等について、子どもの年齢や理解に応じて 分かりやすく説明し、理解を得ているか	○
	✓ 保護開始にあたり、一時保護の理由や目的を子どもに説明している ✓ 一時保護の期間等について、できるだけ具体的な見通しを伝えている ✓ 一時保護所での生活、注意事項を説明している（例、私物の取り扱いなどを丁寧に説明している、子ども同士で個人情報を交換しない 等） ✓ リーフレット等のツールを作成・活用している ✓ 子どもにも分かる表現を用いて、具体的に説明をしている	
3-2	不服申立ての方法等について、保護者に示しているか	○
	✓ 不服申立ての方法等について、保護者に説明している ✓ 不服申立ての方法について記載した説明用のツールがある	
その他工夫している点		
・一時保護開始時に「子どもの権利ノート」を活用し、一時保護に関する説明を実施している。 ・一時保護所概要及びルール、毎日の生活（食事、排泄、入浴、学習など）、病気やけがのとき、意見表出や困りごと時の対応、個人情報保護、外出や面会など、子どもの権利ノートを活用し、詳しく説明をしている。 ・一時保護決定通知書に不服申立てに関する事項を明文化し、対応が図られている。		

[No.4] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
4-1	保護期間中に、適宜子どもに対して、現状や見通しについて説明をしているか	○
	✓ 家族との調整状況等の現状について子どもに伝えている ✓ 現状等を踏まえた一時保護の見通しについて子どもに伝えている ✓ 子どもが理解できるよう、具体的に説明している ✓ 保護を継続する場合には、改めて現状と見通しを伝えている	
<u>その他工夫している点</u> ・児童の毎日の生活の現状等に応じ、調整状況や一時保護の見通しなどを、口頭による説明の他、分かりやすいように絵や図などを活用して、説明をしている。		

[No.5] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
5-1	一時保護の解除にあたっては、子どもの意向、意見や気持ちを十分に聞いているか ✓ 一時保護の解除にあたり、子どもの意向、意見や気持ちを確認している	○
5-2	子どもや保護者等の意見等を踏まえ、一時保護解除時期、解除後の生活等について十分に検討しているか ✓ 一時保護の解除にあたり、保護者等の意見等を確認している ✓ 子どもや保護者等の意見を踏まえ、一時保護の解除時期、解除後の生活等について検討している	○
5-3	一時保護解除について、伝える時期に十分に配慮しているか ✓ 子どもの状況に応じ、一時保護解除について伝える時期を判断している	○
5-4	一時保護解除の理由、解除後の生活等を十分に伝え、子どもが納得できるよう対応しているか ✓ 里親委託や施設入所等への移行の必要性を説明している	○
5-5	里親委託や施設入所等に移行する子どもには、新たな養育場所に関する情報提供、心のケア等を行っているか ✓ 移動先となる施設や里親との交流機会をつくっている ✓ 施設見学、事前面接、パンフレット等の提供が行われている	○
その他工夫している点 ・一時保護の解除時には、子どもの意向、意見や気持ちを必ず聞いている。 ・児童心理司の判定を踏まえた上で、里親委託・児童施設入所等の調整が図られている。 ・帰宅時には、児童福祉司が親子面接に同席し、親子関係の判断後に帰宅等の対応を実施している。		

[No.6] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
6-1	子どもが年齢に応じて SOS が出せるよう、エンパワメントを行っているか	
	✓ 幼保職員への SOS の出し方、児童相談所全国ダイヤルの使い方を練習させている	
6-2	一時保護解除後も、相談や支援をしていくことを分かりやすく伝えているか	○
	✓ 一時保護解除後の相談や支援について説明している ✓ 一時保護解除後の相談や支援について、子どもに説明・渡すためのツールがある	
<u>その他工夫している点</u> ・いつでもSOSを出しても良いことを、児童に日々のコミュニケーション時に伝えている。 ・被虐待児においては、一時保護解除後の援助方針について明確にし、保護者や本人に丁寧に説明をしている。 ・一時保護解除後に、困ったことがあった際の相談窓口等について、提示をしている。		

[No.7] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
7-1	外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限は、子どもの安全の確保が図られ、かつ一時保護の目的が達成できる範囲で必要最小限となっているか	○
	✓ 外出、通学、通信、面会、行動等が最小限となるよう、十分に検討されている ✓ 個別処遇を行う場合など、子どもの意に反した対応を行う場合には、保護所の職員だけでなく児童福祉司や児童心理司を含めて、その対応や期間等について検討を行っている ✓ 個別処遇を行う場合には、むやみに長くならないよう適宜その必要性について検討を行っている ✓ 子どもの身体の自由を直接的に拘束したり、鍵をかけた個室におくなどはしていない	
7-2	外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限を行う場合には、子どもの安全確保のため必要である旨を子どもや保護者に説明しているか	○
	✓ 子どもがその制限に不満や不服を言う場合には、なぜ必要なのかを時間をかけて納得が得られるように努	
7-3	外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限を行う場合には、理由や経過等に関する記録を留めているか	○
	✓ 制限を行っている場合には、その理由や経過等に関する記録がある	
7-4	外出、通学、通信、面会、行動等の制限が不要な子どもについて、不要な制限がされないよう一時保護委託等を含めた十分な検討が行われているか	○
	✓ 制限等が不要な子どもについては、一時保護所での保護以外の選択肢を含めた検討が行われている	
その他工夫している点		
・国の一時保護ガイドラインに基づき、「一時保護所業務手引き」に外出、通信、面会、行動等に関する制限、が明文化されている。		
・各項目の対応事項等が記載され、支援実践に繋げている。		
・学習権の尊重として、個別の状況に応じて、高等学校への通学を認めている。		
・原籍校等とのオンライン授業の際には、児童相談所内で授業を受けられるよう対応をしている。		

[No.8] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
8-1	被措置児童等虐待があった場合に、すぐに職員に相談できること、児童相談所等に連絡ができることについて、あらかじめ子どもに説明しているか	○
	✓ しおり等に、どういう場合に、どこに相談・連絡したらよいのかが記載されている	
8-2	万一、子どもの権利が侵害される事態が生じたときの対応は適切に行われているか	○
	✓ 子どもの権利が侵害される事態が生じたときの対応は明確になっている ✓ 子どもの心のケア等が行える体制が構築されている（職員配置、関係機関連携等） ✓ 事例がある場合は、適切な対応が行われていた（心のケア、調査、再発防止策）	
8-3	被措置児童等虐待の防止に努める取組等を行っているか	○
	✓ 職員研修等が実施されている ✓ 虐待防止のための組織運営面での取組が行われている	
<u>その他工夫している点</u> ・一時保護所担当職員が週1回、個別面談を実施している。 ・定例会議等において、児童対応のあり方について振り返りを行う機会を設けている。 ・被措置児童等虐待が発生した場合には、「群馬県被措置児童等虐待対応要領」に基づき対応するしくみとなっている。		

[No.9] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
9-1	子ども同士での権利侵害がある場合は、すぐに職員に相談することをあらかじめ伝えて いるか ✓ しおり等に、どういう場合に、どう対応したらよいのかが記載されている	○
9-2	子ども同士での権利侵害がある場合に、すぐに対応できる体制を確保しているか ✓ 子ども同士での権利侵害があった場合の対応が明確になっている	○
9-3	子ども同士での権利侵害など、子どもの健全な発達を阻害する事態の発生防止のため の取組を行っているか ✓ 職員研修等が実施されている ✓ 子ども同士での権利侵害防止のための組織運営面での取組みが行われている	○
<u>その他工夫している点</u> ・「子どもの権利ノート」を活用し、いじめやけんか、暴言暴力等の禁止に関する決まりがあることを伝えている。 ・職員にいつでも相談できることを入所時に児童に丁寧に説明している。 ・必ず職員が児童の視野に入るよう立ち位置を考えながら支援を実践している。 ・担当職員が児童と週 1 回面接を行い、暴力やいじめ、悩みや困っていることがないか聞きとり、事実確認を行っている。 ・日頃の様子を行動観察記録に記録することで、職員間で情報を共有している。		

[No.10] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準 (✓評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
10-1 文化、慣習、宗教等による食習慣や日課の違いなどを尊重した対応をしているか		○
	✓ 特別な配慮を必要とするかの把握を行う仕組みがある ✓ 特別な配慮を必要とする子供の受け入れについて、どのような対応を行うかが検討されている ✓ 特別な配慮を必要とする子供を受け入れている場合には適切な対応が行われている	
<u>その他工夫している点</u> ・「一時保護所業務手引き」に特別な配慮が必要な子ども（文化、慣習、宗教等が異なる子ども）が明文化され、対応に繋げている。 ・文化、慣習、宗教等に関し支援を実践した際には、行動観察記録に記録を残し、職員間で情報共有を図っている。 ・宗教上の問題で食事の提供に配慮が必要な場合は、その都度、厨房に連絡の上、個別メニューや代替食の対応を図っている。		

		[No.11] の評価 (s,a,b,c)	a
判断基準 (✓評価の視点・ポイント)			評価 (○,△,×)
11-1	性的なアイデンティティに配慮した対応をしているか		△
	✓ 性的なアイデンティティへの配慮を必要とする子どもの受入について、どのような対応を行うかが検討されている。(居室、トイレ、入浴、準備する衣類、他児との関係性) ✓ 性的なアイデンティティへの配慮を必要とする子どもの受入している場合には、子どもの意向に沿った対応が行われている		
<u>その他工夫している点</u> ・「一時保護所業務手引き」に特別な配慮が必要な子ども（LGBT等、性的指向又は性自認に配慮が必要な子ども）が明文化されている。 ・該当する児童が一時保護となった場合には、静養室の活用、本人の意向も確認し、支援する体制となっている。			

[No.12] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準 (✓評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
12-1	一時保護の受入れ可否を子どもの安全の視点で判断しているか	○
	✓ 子どもの状況を踏まえ、一時保護所以外での保護を行う選択肢を含めて、適切な保護の方法を検討している ✓ 緊急保護後、一時保護所での保護がなじまない場合には、医療機関や他施設等への一時保護委託への変更を検討し、子どもに適した環境の確保に努めている ✓ 保護を行ううえで、本人や他の子どもへの対応等において留意すべき事項が明確になっており、子どもの安全を確保するための必要な対策がとられている	
12-2	子どもへの接し方、対応は適切であるか	○
	✓ すべての子どもに対して、公平に接している ✓ 子どもに対して、上から目線ではなく、水平目線で接している ✓ 不適切な言葉づかいや態度をとっていない（威圧的、命令、横柄な対応、表情、しぐさ等） ✓ 子どもの呼称には継承をつけている ✓ 集団規律を一律に押し付ける等の管理のしやすさより、子どもの生活のしやすさ（自由な课程的な雰囲気）を大切にしている ✓ 異性の職員が関わる際には、個室で2人にならない、適切な距離を保つなど、十分に配慮し対応している	
12-3	子どもが安全感や安心感、信頼感を持てる保護や支援を行っているか	○
	✓ 子どもにとって安心できる距離で関わっている ✓ 「子ども自身がここでは守られ安心できる」と感じられるよう配慮している（職員が常に見える場所にいる、いつでも子どもが職員に話しかけられる状態とする、適切に目配りする等） ✓ 気持ちが不安定な子どもには、子どもが愛着を感じる、安心感につながるものを手元に置く等の配慮を行っている	
12-4	全ての子どもが被害を受けている、コミュニケーションに問題がある可能性を考慮したケアが行えているか	○
	✓ 子どもの尊厳を大切にし、過酷な環境を生き抜いてきたことに対して共感的に理解している ✓ 子どもの大人に対する怒りを受け止める対応を行っている ✓ 子どもの気持ちに寄り添い、不安や怒り、悲しみについて、共感・受け止められたと実感出来るように傾聴している	
12-5	プライバシーに配慮すべき場面では、適切な対応を行っているか	○
	✓ プライバシーの配慮に関する職員研修等の取組が行われている ✓ 子どものケアにおいて、プライバシーに配慮した対応が行われている。	
<u>その他工夫している点</u> ・一時保護所業務手引きに「一時保護中の子どもに対する支援方針について」があり、児童への支援方針が明文化され、一人ひとりの児童の状況に応じた適切な支援と、安心感をもたらすような共感的対応を基本としたケアの実践に繋げている。 ・毎月「児童権利擁護自己評価シート」を活用し、児童への接し方や対応（児童の年齢に相応しい呼称、排泄・入浴は同性対応する等）が、児童の権利擁護なっているのか等、全職員で自己評価を実施している。 ・入所児童のフルネームや学校名が周囲に判明しないよう、一時保護所用の服に着替後に入所させる等、プライバシー保護に配慮している。		

[No.13] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準 (✓評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
13-1 「あなたは大切な存在である」ことを言葉・行動でメッセージとして伝えているか		○
	✓ 全体に対して伝えている ✓ 個々の子どもに伝えている	
13-2 表現の機会を多くつくり、それを受け止められる体験を通して、自己表現を促しているか		○
	✓ 子どもが主体的に活動できる場面をつくっている ✓ 子どもが自ら意見や要望等を伝え、それに応える機会をつくっている	
<u>その他工夫している点</u> ・自己表現の機会として、幼児は月 1 回のお楽しみ会が、自分自身を表現できる活動となっている。 ・学齢児以上の児童については、様々なグループ活動（平日午後の時間帯）を通じて、自分の得意なことに気付くことができたり、お互いを尊重し大切にすることを自然と学ぶことができるよう働きかけている。 ・新任職員を対象に「ほめて育てるトレーニング研修」を実施し、児童の良いところを見つけ褒めることを実践している		

[No.14] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
14-1	子どもからの聞き取りにあたっては、子どもの人権等への配慮を十分に行っているか	○
	✓ 子どもからの生活歴の聞き取りを行うにあたっては、誰がいつ、どのように行うか等を検討したうえで実施している ✓ 子どもからの聴取は、子どものペースを尊重した非誘導的な受け答え、自発的な話の聞き取りによって進められている ✓ 警察からの事情聴取、現場検証等にあたっては、子どもの感情を代弁し、心の傷を広げないような配慮・依頼をしている ✓ 聞き取りを行う職員が、必要な技法を習得している ✓ 職員が聞き取りの技法を学ぶ機会を提供している	
14-2	子どもから聞いた話を、職員間及び担当児童福祉司と共有することを説明しているか	○
	✓ 子どもから聞いた話を職員間及び担当児童福祉司と共有する場合には、その旨を子どもに説明している	
<u>その他工夫している点</u> ・児童の気持ちに寄り添った聞き方を実施している。コミュニケーション時は「あなたが悪い訳ではない」ということを伝えている。 ・面接は、子どものペースを優先して行うよう配慮している。 ・司法面接については研修等を受けた専門職が、専門技法を活用して聞き取りを実施している。		

[No.15] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
15-1	子どもの保護ができる場が用意できているか ✓ 定員を超えた受入れを行う場合、居室以外でも安全な場所で寝起きさせている	○
15-2	開放的環境における対応が可能となっているか ✓ 一時保護所内での開放的環境が確保されている ✓ 子どもの状況に応じ、一時保護委託等の検討が行われている	○
15-3	一時保護所の設備及び運営基準は、児童養護施設について定める設備運営基準を遵守しているか ✓ 一人あたりの居室面積が基準以上となっている ✓ 居室定員の上限を超えていない ✓ 子どもの年齢に応じ、男子と女子の居室が分かれている	○
15-4	プライバシーに配慮した居室空間が提供されているか ✓ 居室において、プライバシーへの配慮の工夫がされている	○
<u>その他工夫している点</u> ・児童福祉法施行規則第35条(一時保護所の施設基準等について)に基づく施設設備となっている。 ・プライバシーに配慮し、居室内側から施錠が可能となっており、他者が無断で出入りできないように整備されている。 ・居室やラウンジの窓は開閉自由であり、ラウンジには自然光が入る等、開放的な空間となっている。		

[No.16] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
16-1	個別性が尊重される日課・ルール・環境となっているか	○
✓ 子ども自身が自由に過ごし方を決められる時間や環境が確保されている ✓ 保護所における生活上のルールは、子どもが安全かつ安心して過ごすために必要な最低限の内容となっており、子どもの個別性が尊重されるよう検討されている ✓ 私服の着用が難しい場合には、子どもが理解・納得するよう説明している ✓ 頭髪の色を変えさせる場合には、子どもの同意を得ている		
16-2	必要な子どもに対し、個室を提供できる環境があるか	○
✓ できるだけ個室で生活できるよう調整している		
その他工夫している点		
・自由時間は、児童が自由に遊びの内容等を決めることができ、職員は児童の安全や安心のための見守りを基本としている。		
・運動の時間は強制ではなく、児童の体調に配慮し、どんな運動をしたいのか考えや意見をできるだけ尊重し、対応を図っている。		

[No.17] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
17-1	安心して生活できる環境が確保されているか ✓ 外部からの視線に対する配慮が行われている	○
17-2	日常的に清掃等がされ、衛生的な環境が維持されているか ✓ 毎日清掃している ✓ 汚れが目立ったときに、美化に務めている ✓ 定期的に害虫駆除等の対策をしている ✓ 音、気温、湿度、におい等環境面の評価を定期的に行っている ✓ 不適切な点があった時に改善している	○
17-3	家庭的な環境となるような工夫がされているか ✓ 身体的にリラックスできる空間や設備がある ✓ みんなが集まるリビングがある	○
17-4	生活環境として必要な設備や什器備品等が整備されているか ✓ 生活環境として必要な設備や什器備品等が整備されている	○
17-5	必要な修繕等が行われているか ✓ 壁の破損、窓の破損など危険箇所がない ✓ 破損した場合、できるだけ早期に修繕できる体制・予算が確保されている	○
17-6	生活場面の中で、どんな外風景が見えるのか ✓ 閉塞感がない ✓ 植栽等を利用して景色に配慮している	○
<u>その他工夫している点</u> ・外部から敷地内、建物内が見えにくい外壁が整備されている。 ・みんなが集まるラウンジ内に、少しでも奥まった空間が設けられており、一人で落ち着いて過ごしたい時等に利用が可能となっている。 ・設備備品等については、破損や危険箇所の有無等の点検項目に従い、担当職員が点検を毎月実施している。 ・ラウンジからは、庭の植栽が見え、明るく解放感のある環境となっている。		

[No.18] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
18-1	管理者が一時保護所の管理・運営をリードするための環境が整っているか ✓ 管理者の役割と責任が明確になっている ✓ 管理者の役割と責任が、職員に周知されている ✓ 職員との信頼関係ができている	○
18-2	管理者のリーダーシップのもとでの管理運営が行われているか ✓ 一時保護の受入可否の判断において、管理者としての役割が実行されている ✓ リスクマネジメントの取組みにおいて、管理者としての役割が実行されている	○
18-3	スーパーバイズができているか ✓ 管理者が、相談支援担当と同程度以上の SV 研修を受けている ✓ 管理者による SV が行われている ✓ 管理者による SV を行う仕組みがある	○
<u>その他工夫している点</u> ・管理者には児童相談所の勤務経験者を配置し、入所児童への対応や支援、関係各機関や部署との連携等について、専門的な見地からスーパーバイズできる体制となっている。 ・管理者に対する研修受講が義務化され、2年に1度法定研修に参加することとなり、受講内容等がその後のスーパーバイズに活かされている。		

[No.19] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
19-1	受入をする子どもの人数、年齢、状況に応じた、必要な職員が配置されているか	○
	✓ 児童養護施設ついて定める設備運営基準以上の職員配置がされている ✓ 定員数等に応じた、職員数が確保されている ✓ 保育士、看護師、心理療法担当職員、嘱託医などの専門職が配置されている ✓ 各時間帯に必要な職員が配置されている	
<u>その他工夫している点</u> ・設備運営基準に従い、児童定員 30 名に対し職員 18 名が配置されている。 ・建物構造が男児棟・女児棟・幼児棟となっており、保育士、看護師、心理療法担当職員等が配置されている。		

[No.20] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
20-1	各職種の役割や権限、責任が明確になっているか	○
	✓ 直接処遇職員と間接処遇職員（調理員など）の役割が明確されている ✓ 保健師・看護師の役割が明確にされている ✓ 心理療法担当職員・学習支援員の役割が明確にされている	
20-2	専門性を要する役割には、必要な能力等を有する職員が配置されているか	○
	✓ 職員は、子どもの抱えた課題と強みを総合的にアセスメントしていく能力、専門性をもっている ✓ 子どもからの聴取を行う職員は、面接技法の研修等を受けている ✓ SV が可能な専門的知識と技術を有する職員が配置されている（経験としてケアワークと相談援助または心理支援の両方の経験、また専門的知識としては社会福祉士・臨床心理士の有資格者）	
20-3	相談援助活動の一貫性を保つよう努めているか	○
	✓ 児童福祉司、児童心理司を含め、職員間での相談援助の内容について、情報共有を行うしくみがある ✓ 適切にスーパービジョンがなされている ✓ 相談援助と心理的アセスメント、ケアワークの情報共有が適切になされている	
<u>その他工夫している点</u> ・各職員の役割や権限、責任等については事務分掌表が整備され、明文化されている。 ・保育士、看護師、児童心理司、学校教諭、介護福祉士、精神保健福祉士、社会福祉士等を配置し、児童の年齢や背景等を鑑み、様々な状況にある児童一人ひとりに、より良い支援が実施できるよう対応している。 ・専門性を高めるため、外部機関が行うスーパーバイザー研修や実務者研修等の受講で、面接技法等を学び、支援に活かしている。		

[No.21] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
21-2	個人情報適切に取り扱われているか ✓ 個人情報に関わる書類が放置されていない	○
21-2	情報の重要性や機密性を踏まえた管理を行っているか ✓ 個人情報以外の重要性、機密性の高い情報について、職員が認識できている ✓ 重要性、機密性の高い情報について、個人情報と同様に必要な管理・配慮が行えている	○
21-3	書類や記録等が適切に管理・更新されているか ✓ 書類や記録等が適切に管理されている ✓ 書類や記録等は、必要に応じて適切に更新されている	○
21-4	子どもに関する情報について、外部機関と共有する必要性が生じた場合には、子どもや保護者の同意を得ているか ✓ 子どもに関する情報を外部機関と共有する場合には、子どもや保護者の同意が得られている	○
21-5	情報管理に関する職員の理解・周知の取組みを行っているか ✓ 個人情報等の情報管理に関するマニュアル等が策定されている ✓ 個人情報等の情報管理について、職員研修等の取組みが実施されている	○
その他工夫している点 ・群馬県個人情報保護事務取扱要綱が整備されており、それに基づき児童の個人情報の管理を徹底している。 ・文書管理システムにより、各情報に関する記録等は保存年限が定められており、それに従い記録等の保存対応をしている。 ・文書ファイル等の管理は、専用書庫で施錠の上管理しており、専用書庫のある箇所の出入り口についても施錠管理を徹底している。		

[No.22] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準		評価
22-1	一時保護に従事するものとして、守るべき法・規範・倫理等を全職員が理解する ✓ 児童福祉法の目的、子どもの権利条約等、ガイドラインの内容に即したテーマの研修等が実施されている	○
22-2	職員の専門性の向上を図るための計画的な取組が行われているか ✓ 計画的な研修が行われている（単発での研修となっていない）	○
22-3	職員一人ひとりの育成に向けた取組が実施されているか ✓ 職員ごとの目標設定や育成計画が策定されている	○
22-4	職員間での指導・育成を行う仕組みがあるか ✓ OJT を意識的に行っている ✓ 新任・転任者に重点的に OJT を行う職員を決めるなどの工夫がなされている	○
<u>その他工夫している点</u> ・国の「一時保護ガイドライン」に基づき、「一時保護所業務手引き」に遵守すべき法・規範・倫理等について記載があり、全職員に配布の上、周知を図っている。 ・群馬県人事評価制度に基づき、各職員は年度業務目標設定を行っており、目標達成に向けた業務の進捗状況の把握については、管理者が年数回職員との面談で把握を行っている。 ・新規採用職員は O J T 計画書の作成、半年後に報告書を所長へ提出している。 ・外部及び所内の研修の出席、研修出席者は所内会議時に伝達研修の実施を通して、職員の専門性が高まるよう対応を図っている。		

[No.23] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
23-1	職員間での情報共有や引継等の仕組みがあるか	○
	✓ 申し送りや申し送りノートの活用など、日々の情報共有を行う仕組みがある ✓ 職員間で情報共有するための、定期的な会議開催などの仕組みがある ✓ 申し送りや会議などは、できるだけ多くの職員が参加できるよう、時間帯や所要時間などに配慮されている	
23-2	職員間で共有・引継する情報の内容は適切か	○
	✓ 情報共有の仕組みにおいて、共有・引継する情報が明確になっている ✓ 必要な情報が共有されている	
<u>その他工夫している点</u> ・一時保護所での毎朝のミーティング（宿直者からの引継ぎ）、毎週火曜定例の所内会議や観察会議等で、職員間の情報共有を図っている。 ・各会議やミーティング以外にデータや連絡帳、メール、ホワイトボード等を活用し、職員全員が情報共有できるよう工夫している。 ・児童の行動観察記録を毎日記録し、業務開始前に必ず目を通すことが徹底されている。		

[No.24] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
24-1	一時保護所は、児童福祉司と密接な連携が保てる範囲に設置されているか	○
	✓ 一時保護所は、付設または一定範囲内に設置されている	
24-2	入退所時や入所中の調査、診断、支援等について、児童福祉司・児童心理司やその他の各部門と十分な連携を図っているか	○
	✓ 入退所時や入所中の調査、診断、支援等について、他各部門との情報共有を行う仕組みがある ✓ 追加確認等が必要な場合に、児童福祉司等に必要な情報を求められる仕組みがある	
<u>その他工夫している点</u> ・児童相談所と同一敷地内に設置されており、常に児童福祉司や児童心理司と連携が図れる体制となっている。 ・一時保護所と児童相談所が I C T システムで繋がっており、児童の行動観察記録、児童福祉司のケースワーク記録、児童心理司の面接記録等がシステム内で管理されていることから、関係職員が迅速に記録等を確認することで、情報の共有が図られている。		

[No.25] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
25-1	適正な就業状況が確保されているか	○
	✓ 労務管理体制が構築されている ✓ 時間外労働や休暇取得などが適切に行われている	
25-2	職員が働きやすい職場環境づくりの取組みがなされているか	○
	✓ メンタルヘルスに関する取組みが行われている ✓ ハラスメントの防止策・対応策などの取組みが行われている ✓ 希望があれば、職員が相談できる体制がある	
<u>その他工夫している点</u> ・群馬県職員の勤務時間、休暇等に関する条例・規則に従い、適正な就業状況が確保されている。 ・総務事務管理課により、保健師や医師の職場巡回健康相談が年数回実施され、職員の心身の健康状態のチェックと相談対応が実施されている。 ・職層研修時に、ハラスメントに関する研修が実施されている。		

[No.26] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
26-1	必要な場面で、医療機関からの協力が得られているか	○
	✓ 子どもの健康管理において、医療機関が必要な場面でかかわっている ✓ 治療的ケアを必要とする場合に、医療機関からの協力を得られている	
26-2	子どもの状況に応じ、児童福祉司や生活支援担当者、児童心理司、医師などのチームケアを行える体制があるか	○
	✓ 医療的な面での支援等が必要な子どもについて、医療機関がかかわるチームケアの体制が構築されている ✓ 必要性を感じた職員が必要なときに「提案」ができる仕組みがある	
<u>その他工夫している点</u> ・「一時保護所業務手引き」に「健康管理（通院）」「急病への対応」が明記され、職員に周知されている。 ・児童の体調不良が見られた時等、随時担当児童福祉司に確認の上、役職者・管理者の指示に基づき、保護者同意の上、通院対応をしている。 ・医療機関への通院対応等については、記録保存を実施している。 ・身体的及び性的虐待を受けた児童については、必要に応じ、児童虐待防止医療アドバイザーの意見を伺い、医療機関との連携を図っている。		

[No.27] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
27-1	警察署との連携が日頃から行われているか	○
	✓ 警察に協力を要請すべき場面や、連絡先等に関するマニュアルが整備されている ✓ 無断外出発生時の警察との連携についての対応マニュアル等がある	
27-2	警察の面接等に当たっては、子どもの成長・発達状況や心身の負担に十分に配慮するよう警察と十分に調整を行っているか	○
	✓ 面接等の要請があった場合には、子どもの状況に応じて面接を行う時間帯や環境の配慮などについて、警察、検察に必要な協力依頼を行っている	
27-3	子どもに対し、警察が面接等を行う場合には、可能な限り協力しているか	○
	✓ 子どもが拒んだ場合に、子どものアドボケートを行っている	
<u>その他工夫している点</u> ・無断外出児童対応マニュアル、無断外出捜索簿等、関係するマニュアルが整備されている。無断外出発生時は直ちに110番通報することが明記されており、警察署との連携が図られている。 ・面接においては、児童の抵抗感や恐怖感、萎縮などにならないよう、面接に関係する情報等を事前に伝えた上で、面接対応を実施している。		

[No.28] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
28-1	移行前に、子どもが安心感を持てるように配慮しているか	○
✓ 移行する施設や里親との情報の共有が行われている ✓ 子どもに対して、施設や里親に関する説明や情報提供を丁寧に行っている ✓ 子どもと施設や里親との交流を深める、関係調整を図る機会を設けている ✓ 子どもの意見や不安などを聞き、必要な支援を行っている ✓ 移行後の児童福祉司や保護所のかかわりについて説明している		
<u>その他工夫している点</u>		
・移行を検討する際には、移行先の施設を見学したり、職員と面接したり、子どもの不安をできるだけ解消できるように意識している。 ・移行については、児童一人一人に複数の移行先を提示し、本人の理解・判断をしてもらう対応となっている。 ・移行前に心理検査を実施し、その判定結果について「検査結果報告書」作成の上、検査結果内容を児童本人、保護者、里親、児童福祉施設等に伝えている。 ・検査結果は、受信者が分かりやすいよう、図解ツールを活用している。		

[No.29] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
29-1	必要な関係機関との連携を行う仕組みがあるか	○
	✓ 必要な関係機関との連携実績がある ✓ 各関係機関との連携の内容や方法が明確になっている ✓ その内容に基づき、連携が行われている ✓ 一時保護所に対する理解が不十分な関係機関に対し、一時保護所に関する情報提供を積極的に行っている	
29-2	関係機関とのネットワークを有効に活用できているか	○
	✓ 関係機関との間で、定期的な会議開催等の情報共有が行われている ✓ 情報共有等においては、適切な手続きや範囲の中で行われている	
<u>その他工夫している点</u> ・地域の要保護児童対策地域協議会において、各関係機関の連携が図られている。 ・関係機関は市町村の児童・保健部門、教育委員会、学校、医師、保健師、警察、児童委員、民生委員、児童福祉施設、障害福祉サービス事業所等であり、2ヶ月を目安に定期的に定例会議が実施され、必要に応じて個別支援会議も実施されている。		

[No.30] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
30-1	理念・基本方針が職員に周知されているか	○
	✓ 掲示や配布などにより、理念・基本方針の職員への周知が図られている	
30-2	一時保護の目的（安全確保・アセスメント）に即した理念・基本方針となっているか	○
	✓ 理念・基本方針が策定されている	
	✓ 理念・基本方針の内容は、一時保護の目的に合致したものとなっている	
<u>その他工夫している点</u> ・国の「一時保護ガイドライン」に基づき、「一時保護所業務手引き」に一時保護の基本方針が示されており、職員に周知が図られている。		

[No.31] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
31-1	事業計画が策定されているか	○
	✓ 活動・行事などが組み込まれた事業計画が策定されている ✓ 事業計画には、活動・行事以外にも、必要な事業内容が具体的に示されている	
31-2	事業計画に基づく取組みが実施されているか	○
	✓ 事業計画に基づき、取組みが実施されている	
31-3	事業計画の策定と評価、見直しの仕組みがあるか	○
	✓ 事業計画の策定と評価、見直しなどの手順が明確になっている ✓ 目標の達成状況や事業計画の実施状況について評価を行っている ✓ 評価を行いやすいよう、できる限り数量化を行うなどの工夫が行われている	
31-4	策定にあたって、児童の意向や職員の意見、地域の福祉ニーズ等を反映できる仕組みがあるか	○
	✓ 事業計画に、児童の意向や職員の意見、地域の福祉ニーズ等を反映させるための仕組みがある	
<u>その他工夫している点</u> ・「一時保護所業務手引き」に、保育計画、学習支援計画、生活支援計画が示されており、各計画に基づき、日々の支援が実践されている。 ・毎月月初にアンケート（一時保護所の生活）を実施しており、必要項目等を各計画に反映させている。		

[No.32] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
32-1	閉鎖的環境での保護期間が必要最低限となるよう適切に判断する仕組みがあるか	○
	✓ 子どもの身体状況を把握するための健康診断が速やかに行われている ✓ 必要に応じて、専門医の診察を受診させている ✓ 緊急保護後、必要な調査等が速やかに行われている ✓ 閉鎖的環境での保護期間が必要最低限となるよう、必要な検討・判断を行うための検討体制や視点、手続き等が明確になっている ✓ 閉鎖的環境で生活させる際の手続きは公正に行われている	
32-2	緊急保護を行うにあたり、子どもへの説明が行われているか	○
	✓ 子どもに対して必要な説明が行われている ✓ 子どもに対して分かりやすく伝える工夫がされている	
その他工夫している点		
・毎週開催の定例会議で、一時保護児童の進捗状況や見通しについて確認が成されている。 ・児童の体調観察は毎日実施し、必要に応じて受診対応している。 ・緊急保護の際は、児童福祉司又は児童心理司が面接を実施し、一時保護の目的や見通しについて、対象児童に分かりやすいよう工夫の上、丁寧に説明している。		

[No.33] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
33-1	個々の子どもの状態にあわせて、生活全体の場面にて生活面のケアを行っているか	○
	✓ 子どもの状況に応じ、洗面、排せつ、食事、学習、遊び等、必要な生活面でのケアが行われている ✓ 健康維持を第一に行っている（例、歯ブラシ、歯磨き粉、固形石鹸を使いまわさない） ✓ 幼児に対する保育は、情緒の安定や基本的な生活習慣の習得に十分配慮している ✓ 精神的に不安定な場合、心理的ケアが行われている	
33-2	日課構成は適切か	○
	✓ 子どもの状況に応じた、日課が構成されている ✓ 入浴の回数は適切である ✓ 子どもが落ち着いて生活できるよう、日常の過ごし方や活動内容の工夫がされている	
33-3	一時保護所での生活を通して、徐々に生活習慣が身につくよう支援しているか	○
	✓ 掃除や洗濯、配膳・下膳、食器を洗うなど、子どもができることは子ども自身がやれるように工夫されている	
<u>その他工夫している点</u> ・「一時保護所業務手引き」に基づき、生活面の支援を実施している。精神的に不安定な場合には児童心理司により心理的ケアを実施している。 ・児童の入所時の健康状態、生活面の自立度等については児童福祉司が聞き取り、一時保護所内での生活支援に活かしている。 ・入浴の機会は毎日あり、一人一人入浴している。 ・日課については「生活支援計画」に「児童日課表」が明記され、児童の年齢に合わせた日課により生活全体を支援している。掃除は当番制で掃除場所が決まっており、清掃等をするを遠し、生活習慣が身に付くよう支援実践している。		

[No.34] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
34-1	レクリエーションプログラム、自由に遊びのできる空間、読書や音楽鑑賞等を楽しむことのできる環境が提供されているか ✓ レクリエーションを実施するためのスペース、道具、設備等が整備されている	○
34-2	子どもの年齢を考慮の上、スポーツ活動及び室内遊戯等を計画し、子どもの希望に応じて参加させるよう配慮しているか ✓ 子どもの年齢や希望に応じ、子どもが選択できるような工夫が行われている ✓ 一時保護所内での実施可能な多様なプログラムが提供されている	○
34-3	必要に応じ、事故防止に留意しつつ、野外活動等を実施することにより、子どもの心身の安定化等に取り組んでいるか ✓ 野外活動等が行われている ✓ 野外活動等を行う場合に想定される事故等のリスクについて、その防止のための取り組み・工夫が行われている	○
34-4	遊具や備品について、定期的に点検しているか ✓ 遊具や備品について、定期的な点検を行い、必要な修繕等を行っている	○
<u>その他工夫している点</u> ・一時保護所業務手引きに「グループ活動・所外活動」が明記されており、目的、ねらい、方針等に従いレクリエーション等が実施されている。 ・「グループ活動計画表」を毎月作成し体育館、グラウンド、ラウンジ等を活用し、多様なレクリエーションが実施されている。 ・野菜の栽培、収穫体験の実施、屋外での飲食（ピクニック）を実施する等、外での活動を考え実践している。 ・毎月アンケート（一時保護所の生活について）を行い、児童の希望をレクリエーション等に取り入れ、計画を立て実施している。 ・遊具や備品については、毎月安全点検を実施し、必要に応じて修繕を行っている。		

[No.35] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
35-1	1 日 3 食の食事が提供されているか ✓ 1 日 3 食の食事が、適切な時間に提供されている ✓ 一定期間の予定献立が作成されている ✓ 栄養バランスに配慮された食事が提供されている ✓ 嫌いなものも食べられるように、適切な支援をしている ✓ 食事時間が、最低 30 分は確保されている ✓ 定時に食事ができなかった子どもに対して、適切に食事が提供されている	○
35-2	食事の安全・衛生が確保されているか ✓ 食材の検収・保管が適切に行われている ✓ 調理時の衛生管理が徹底されている ✓ 厨房等の調理スペースは、衛生に保たれている ✓ 食器等の洗浄、消毒、保管等の衛生管理が適切に行われている ✓ 調理員等は、日常の健康管理に十分配慮するとともに、毎月定期的に検便を実施している ✓ 職員等による検食が適切なタイミングで行われている	○
35-3	食事アレルギーや個々の子どもの状態等に配慮した食事が提供されているか ✓ アレルギー対応食などの特別食の誤配膳の予防策がとられている	○
35-4	おいしく食事をするための配慮がなされているか ✓ 食事の種類に応じてそれぞれが適温で提供されている ✓ 子どもの嗜好調査等を行われ、子どもの嗜好等の配慮した食事が提供されている ✓ 適切な仕様の食器が選択されている ✓ 食事のときのテーブルの高さ、椅子の高さに配慮されている ✓ 食堂から見えるものへの配慮がされている	○
35-5	子どもが食事を楽しめるための工夫がなされているか ✓ 明るく楽しい雰囲気となるよう配慮されている ✓ 食材の彩りや盛り付けなど、見た目の工夫がされている ✓ ただ食事をするだけにならないよう、食育等の取組みがされている	○
<u>その他工夫している点</u> ・一時保護所業務手引きに「給食・調理業務」が明記され、食事提供体制が明文化されている。 ・教食簿、検食簿を毎食後記録することで、児童の食事の状況を全職員間で情報共有している。 ・入所時にアレルギーに関するアセスメントを実施し、食事提供の際、個々人の食札にアレルギー食品の内容が分かるよう明記し、誤配膳防止を実施している。 ・調理等は専門業者委託となっており、仕様書に基づき食材の検収・保管、衛生管理等を徹底している。定時の食事が都合により食べられなかった場合には、2 時間を目安に保管をしている。 ・嫌いなものでも一口は食べるよう声掛けを行うが、無理強いはしていない。 ・毎月のアンケートによる食事に関することは、給食会議を踏まえ委託業者に伝えることで、メニュー、分量、味などの意見や要望が食事に反映されるようにしている。 ・季節の行事に関連した特別メニューを提供することで、児童が楽しめる工夫をしている。 ・食堂内に食事メニュー、食材等に関するポスター等を掲示することで、情報提供及び食育実施に繋げている。		

[No.36] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
36-1	衣服の清潔は保たれているか ✓ 洗濯の回数・方法が適切である	○
36-2	衣習慣が身に付くように支援しているか ✓ 気候にあわせた衣服を着用するよう指導している ✓ 子どもの年齢や発達段階に応じた、衣服類の管理のための指導を行っている	○
36-3	発達段階や好みにあわせて子ども自身が選択できるようにしているか ✓ 私服を着用できるようにしている ✓ 貸与の場合には、複数の服を提示し、好みのほうを選んでもらえるようにしている	△
36-4	必要な場合に、適切な衣服を貸与できるか ✓ 肌着を使い回していない（下着は新品を使用） ✓ 気候にあわせた衣服を貸与している ✓ 古びた衣服、穴のあいた衣服を貸与していない ✓ 破損したりした場合、繕ったり交換している	○
<u>その他工夫している点</u> ・行動観察記録に、衣習慣に関する児童の行動等を記載し、発達段階に応じて対応等をしている。 ・衣服が常に清潔に保たれるよう、洗濯は毎日実施（本人が専用ネットに自分の衣類を入れる）。気候等による衣類調整は個別に対応を図る等、担当職員が声掛けや洗濯対応等を実施している。 ・着衣は色合いやデザイン等、余り派手ではないものを着用するよう対応し、またアレルギー体質の児童については、衣類の素材等にも配慮するなど、個別対応を実施している。 ・洗濯物干しや乾いた衣類をたたむなど、児童の年齢や発達段階に応じ、取り組むことができるよう声掛け等促しを実施している。		

[No.37] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
37-1	就寝・起床時刻は適切か	○
	✓ 発達段階に応じた睡眠時間が確保されている ✓ 職員側の都合で睡眠時間が設定されていない（中学生等に度を越えた長い睡眠時間、年長幼児へ午睡の強要）	
37-2	睡眠環境は適切か	○
	✓ 就寝時の空調温度が適切に設定されている ✓ 清潔な寝具、季節に応じた適切な寝具が提供されている ✓ 特別な配慮が必要な場合に添い寝等の対応をしている	
その他工夫している点		
・児童日課表に基づき、児童の年齢に応じた就寝・起床時間が設定されており、生活習慣を整えることができるよう支援している。就寝時間帯には一定時間ごとに各居室を職員が巡回し、睡眠の様子を確認し、記録している。特別な配慮が必要な場合には、個別対応を実施している。		
・睡眠の様子を行動観察記録に記載し、職員間で情報共有を図っている。		
・曜日毎の定例業務一覧に従い、各部屋毎週 1 回、布団乾燥やシーツ・カバー等の交換・洗濯を実施する他、汚れ等があった際には都度交換等を実施している		

[No.38] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
38-1	子どもの健康状態が把握されているか	○
✓ 日々の子どもの健康状態を把握し、記録している ✓ 子どもの健康状態がよくない場合には、子どもの状態について具体的に記録している ✓ 医師、保健師、看護師との十分な連携を図り、子どもの健康管理に配慮する仕組みがある		
38-2	子どもの健康状態により、必要に応じて診察や処置を行っているか	○
✓ 必要に応じて健康診査を受けさせている ✓ 体調不良やケガ等が発生した場合の対応方法が明確になっている ✓ 応急の医薬品等が備え付けられている ✓ 診療科目ごとに受診する医療機関がリストアップされている ✓ 診療に必要な「受診券」が準備されている ✓ 診療に連れて行く職員が確保できる体制になっている		
<u>その他工夫している点</u>		
・一時保護所業務手引きに「健康管理（通院）」が明記されており、朝夕の検温や体調観察、食事量などを記録することで、日常の健康管理や通院に関する事項は、職員に周知が図られている。 ・看護師の資格を持った職員が配置され、必要に応じて、嘱託医と連携を図っている。通院等は「内科検診について」「通院について」「感染予防について」等が一時保護所業務手引きに記載されており、通院対応等を実施している。 ・服薬管理は服薬確認チェック表、児童服薬管理表を整備し、服薬の誤りが無いよう留意している。専用の板状の配薬票があり、各時間帯に服薬する薬袋を配薬票に貼り付け、都度服薬対応を行い、服薬後に記録をするとともに、複数の職員がチェックする仕組みとなっている。 ・幼児については、「排便表」に便の状態を記録し、健康管理に活用している。		

[No.39] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
39-1	子どもの状況や特性、学力に配慮した教育・学習支援を行っているか ✓ 子どもの学習時間が確保されている ✓ 子どもの希望に応じ、学習時間以外でも学習できる環境を確保している ✓ 学力査定を行い、子どもの学力や得意・不得意を把握している ✓ 一人ひとりの子どもの学力等に応じた学習支援を行っている ✓ 学習耐性のない子ども、精神的に不安定な子ども、基礎的な学力が身についていない子どもには、学ぶことの楽しさや達成感などを味わうことで学習意欲を高めるための創意工夫した学習を行っている	○
39-2	在籍校との連携が図られているか ✓ 保護所での学習内容や教材について、在籍校と協議している ✓ 教材などを在籍校から提供してもらっている ✓ 在籍校の教職員が定期的に保護所に来訪している	○
39-3	通学が可能な子どもへの対応について、通学機会の確保に努めているか ✓ 保護期間が長期化する子どもについて、一時保護委託等を含めて通学機会を確保するための十分な検討を行っている ✓ 受験期や学校行事への参加など、子どもの希望や状況に応じて通学機会の確保に努めている ✓ 通学させる場合には、子どもの安全に十分に配慮している	○
<u>その他工夫している点</u> ・一時保護所業務手引きに「学習支援計画」が明記され、それに従い小学生と中学生に分かれ、各校時毎に科目を定め学習支援を実施している。 ・現職の教員が配置されており、学力向上となるよう対応が成されている。 ・児童福祉司が在籍校と連絡を取り合い、一時保護所内で定期テスト等の実施が出来るよう対応している。 ・一時保護所業務手引きの「一時保護所から高等学校への通学について」に従い、高校生で通学が可能な場合は、登校が続けられるよう支援している。オンライン授業等の場合は、事務棟の相談室を活用するなど柔軟な対応を行っている。		

[No.40] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
40-1	発達の個人差、生活環境の差異、経験の差異を考慮した保育が行われているか ✓ 必要な支援を行う体制が確保されている ✓ 必要な保育が提供されている ✓ 子どもの年齢や発達段階に応じて提供できる保育メニューや遊びの内容等の工夫が行われている ✓ 子どもの年齢や発達段階に応じて、必要な注意や配慮が行われている	○
その他工夫している点 ・一時保護所業務手引きに保育計画の明示されている。 ・保育所等保育指針に基づいた保育の基本理念や基本プログラム、月々の保育に関するテーマ、保育に関する申し合わせ事項等が明記され、児童の年齢や発達段階に応じ、必要な支援を実施している。 ・頑張ったことを認める褒美スタンプの活用やシールを活用し、活動が終了したらシールを貼り、貼り終わったら次の活動に移る等、活動の明確化も図っている。 ・毎日の保育の内容は「保育活動記録」としてシステム管理されている。		

[No.41] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
41-1	子どもの年齢に応じ、家族に対する支援や対応に関して説明を行っているか ✓ 子どもの年齢や状況に応じ、家族や家族に対する支援や対応に関する情報を提供している ✓ 子どもへの情報提供にあたり、説明する内容やタイミング、誰から説明するかなどについて、子どもの状況を踏まえて十分に検討している ✓ 面会等を制限している場合には、子どもに対してその説明がしっかりと行われている	○
41-2	子どもに対して行った情報提供や説明の内容について、関係者間で共有されているか ✓ 子どもに対して行った情報提供や説明の内容について、児童福祉司、児童心理司、保護所職員間で迅速に共有されている ✓ 説明後の子どもの様子についても、関係者間で共有されている	○
41-3	家族との面会等は、子どもの安全と安心、子どもの意志や気持ちを踏まえ総合的に判断されているか ✓ 一番近くで生活をともにしている大人としての権利主張の代弁が尊重されている ✓ 子どもの意見を十分に聴取し、拒否してもよいことを伝えている	○
<u>その他工夫している点</u> ・児童福祉司、児童心理司、一時保護所職員間で児童一人一人の状況等に関する情報共有を行い、児童への話し方や態度等に気を付けながら対応を図り、児童本人が納得するよう努めている。 ・保護者と児童福祉司との面談は、児童が別室で面談の様子を窺い知ることができるよう対応を図った後に、保護者との面談ができるような対応も実施している。 ・面談は広い空間を活用し、児童と保護者との間には一定の距離を保ち、面談ができるよう工夫している。面談室の他、プレイルーム等を活用することもある。 ・児童と職員との間でだけ分かるようなサイン等を予め決めておき、面談中児童本人が嫌になったら、そのサインを児童が示すことで、退室ができるような対応もしている。		

[No.42] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
42-1	受入時には、多職種によるカンファレンスを行っているか ✓ 性的問題行動の内容と背景要因を理解したうえで、一時保護期間中の支援・対処方法を検討している	○
42-2	子どもの問題に応じた性教育などの支援を行っているか ✓ 異性からの性加害を受けた子どもに対しては、できるだけ同性の職員が対応する等の配慮を行っている ✓ 具体的な身体的部位の名称や役割、ルールや人との距離感などを教えている	○
42-3	一時保護所の子どもの中で、性的問題行動が起きた場合には、適切な対処が行われているか ✓ 他の子どもたちと分離している ✓ 分離できる設備と職員体制が確保されている ✓ 教育・指導を改めて行っている ✓ 他の子どもと合流する際には、他の子どもとの関係性を評価している ✓ 必要に応じて、医療機関を受診させている	○
42-4	P T S D 症状、訴えがみられた場合は、迅速に児童心理司、医師に報告し、適切な対応を行っているか ✓ 警察等の面接が行われた後に、丁寧なケア、フォローを行っている	○
その他工夫している点 ・一時保護所業務手引きに「特別な配慮が必要な子どものケア」「特別な状況へのケア」が示されており、性被害を受けた子どもへのケア、性的問題行動を起こす子どもへの対応が明記されている。 ・必要に応じて、児童福祉司、児童心理司と連携を図りながら対応している。児童心理司より児童の行動の背景や要因、今後の支援方針のあり方等について助言を受けることもある。 ・他の子どもたちと分離の対応をする際には、静養室を活用している。 ・児童の権利ノートに、プライベートゾーンを守ることが示され、子どもに伝えている。		

[No.43] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
43-1	他害や自傷行為等の逸脱行為がある又は行う可能性のある場合には、その背景のアセスメントを実施しているか ✓ 受入時に他害や自傷行為を行う可能性が把握されている ✓ 心理的状況や他害、自傷行為につながる行動を止める方法について、児童福祉司や多職種とともにアセスメントを行い、対応についての方針が検討されている ✓ 心理的状況や他害、自傷行為につながる行動を止める方法について、子どもと一緒に考えている	○
43-2	アセスメントに基づく対応方針に応じたケアが行われているか ✓ 心理的ケアを行う等により、安定した生活を送れるよう配慮している ✓ 保護期間中、必要な子どもには十分な医学的アドバイスを受けている	○
43-3	他害等の逸脱行動があった場合の対応が明確になっているか ✓ 緊急時に必要な応援体制が確保されている ✓ 緊急時には 110 番することが職員に周知されている ✓ 他害等、暴言・暴力に対する基本姿勢や対応が明確になっており、職員全体で共有できている ✓ 子どもがなぜ暴言、暴力をしなければならないところまで追いつめられたのか、その気持ちを理解しようという視点で、本人への対応がなされている ✓ 他の子どもとの関係にも十分に配慮した対応が行われている	○
<u>その他工夫している点</u> ・「一時保護所業務手引き」に「特別な状況へのケア」があり、他害や自傷行為を行う児童への対応が明記され、職員に周知が図られている。 ・「緊急時の対応」として、入所児童の暴力行為への対応マニュアルが明記され、職員に周知が図られている。必要に応じ、専門医受診をすることで見通し・見立てを行い、対応を図ることもある。 ・児童との信頼関係を築くために、週 1 回の担当職員との面接、毎日の日記、意見箱への投書等から児童の気持ちを汲み取ることを通し、他害や自傷行為とならないよう見守りを行っている。		

[No.44] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
44-1	無断外出を行う又は行う可能性のある場合には、その背景のアセスメントを実施しているか ✓ 受入時に無断外出を行う可能性が把握されている ✓ 心理的状況や無断外出を止める方法、児童福祉司や多職種とともにアセスメントを行い、対応についての方針が検討されている ✓ 心理的状況や無断外出を止める方法について、子どもと一緒に考えている	○
44-2	無断外出が発生した場合に、その子どもに対して適切な対応を行っているか ✓ 無断外出した子どもを温かく迎え入れ、子どもからの説明にじっくりと傾聴し、子どもが無断外出をした理由、その想いや気持ちを十分に理解し、受け止めている ✓ 無断外出後には、安全確認（危険物などの持ち込みがないか、負傷していないか）や、行動確認（自傷、他害、窃盗などをしていないか）を行っている ✓ 無断外出した子どもに、作業や運動などを罰として科すなどの対応をしていない ✓ 無断外出を繰り返す子どもであっても、鍵のかかった部屋にいておく、その他外出できないようにする等、子どもを拘束することをしていない	○
44-3	無断外出があった場合には、その子ども以外に対しても適切な対応を行っているか ✓ 無断外出があった場合には、保護者その他関係者に連絡している ✓ 無断外出が発生した場合には、その影響を受けている子どもたちへの配慮も行われている	○
<u>その他工夫している点</u> ・一時保護所業務手引きに「緊急時の対応」が示されており、無断外出児童対応マニュアルが明記され、無断外出の未然防止と、無断外出発生時の対応について、職員に周知している。設備として居室窓の外側に、光センサーを設置し、無断外出がすぐに分かるよう整備されている。 ・無断外出した児童が戻ってきたときは温かく迎え入れるよう、対応を図っている。児童の状況等に応じ、「無断外出児童再保護後の個別支援プログラム」を活用し、支援対応することもある。		

[No.45] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
45-1	一定の重大事件に係る触法少年と思料される子どもの一時保護にあたっては、必要な手続き、支援体制の確保が行われているか	○
	✓ 各種調査・診断を経たうえで、支援内容が決定されている ✓ 事件の内容や、子どもの状況に応じて、必要な専門家のチームによるバックアップ体制がある	
45-2	重大事件に係る触法少年の一時保護に適切な居室が確保されているか	○
	✓ 他児の生活スペースから分離されている ✓ 刺激が少ない場所にある	
45-3	重大事件の場合には、他児との関係に関する配慮を行っているか	○
	✓ 重大事件の場合に、他児に与える影響等の検討が行われている ✓ 他児に与える影響等を踏まえた対応が行われている	
<u>その他工夫している点</u> ・一時保護所業務手引きの「重大事件を起こした触法少年に係る一時保護等対応」に沿って対応する仕組みとなっている。中央児童相談所との連携が図られ、保護を実施することとなっている。		

[No.46] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
46-1	身近な親族が亡くなったことを適切な時期に適切な方法で伝えているか	○
	✓ 亡くなった理由や子どもの状況に応じて、専門家のバックアップチームによる対応を行っている	
46-2	葬儀等に参加させているか	○
	✓ 子どもの状況等に応じ、葬儀等に参加できるよう努めている	
46-3	必要によりグリーフケアやモーニングワークを行っているか	○
	✓ 子どもの状況に応じ、グリーフケアやモーニングワークの取組みを行っている	
<u>その他工夫している点</u> ・一時保護所業務手引きに「一時保護中の子どもに対する支援方針」が示されており、児童の不安や怒り、悲しみを受け止め、安心できるケアについて明示されている。 ・身近な親族が亡くなった場合には、児童福祉司、児童心理司と連携し、グリーフケアやモーニングケア等の支援が実践される仕組みとなっている。 ・葬儀には児童福祉司が同行し、参列できるよう調整を図る体制となっている。		

[No.47] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
47-1	受入を行った場合に、必要な支援が行える環境・体制があるか ✓ 被虐待児であることや、子どもの心身の状況等に関する把握が行えている ✓ 子どもの心身の状況等について、早期かつ的確な評価が行われており、一時保護期間中の支援上の配慮等の方針が検討されている ✓ 必要なケアを行うための専門職を含めたチームケアの体制がある	○
47-2	受入を行った場合には、対応方針に応じたケアが行われているか ✓ 心理的ケアを行う等により、安定した生活を送れるよう配慮している ✓ 保護期間中、必要な子どもには十分な医学的アドバイスを受けている ✓ 保護期間中、必要な子どもに治療的なケアを行っている	○
その他工夫している点 ・一時保護所業務手引きの「一時保護中の子どもに対する支援方針について」の中に「虐待を受けた子どもへの対応への留意点」が示されており、職員に周知が図られている。 ・一時保護中の生活の様子を行動観察記録に記録し、必要に応じて児童福祉司、児童心理司とカンファレンスを行い、児童への配慮等について協議の上、支援を実施している。常に児童相談所との連携を図り、より良い支援となるよう対応を図っている。		

[No.48] の評価 (s,a,b,c)		b
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
48-1	受入を行った場合に、必要な支援が行える環境・体制があるか ✓ 子どもの障害の状況等に関する把握が行えている ✓ 子どもの障害の状況等について、早期かつ的確な評価が行われており、一時保護期間中の支援上の配慮等の方針が検討されている ✓ 身体障害を有する子どもの受入を行うにあたり、バリアフリーや設備等などのハード面での環境整備や工夫が行われている ✓ 身体障害や知的障害を有する子どもの受入を行うにあたり、介助を含んだ生活支援が行える体制がある ✓ 発達障害を有する子どもの受入を行うにあたり、刺激のコントロールが行える環境や体制がある ✓ 必要なケアを行うための専門職を含めたチームケアの体制がある ✓ 受入可否の判断基準と対応が明確になっている	○
48-2	受入を行った場合には、対応方針に応じたケアが行われているか ✓ 心理的ケアを行う等により、安定した生活を送れるよう配慮している ✓ 保護期間中、必要な子どもには十分な医学的アドバイスを受けている ✓ 保護期間中、必要な子どもに治療的なケアを行っている ✓ 個別の日課や支援計画に、定期的な通院、心理的ケア、治療的ケア等の必要な支援が組み込まれている	○
48-3	障害を有する子どもの受入にあたり、他の子どもに対する障害への理解を深めるなどの取組みがなされているか ✓ 障害への理解を深めるための取組みがなされている ✓ 障害の有無に関係なく、互いを尊重しあう人間関係づくりの工夫などが行われている	○
その他工夫している点 ・入所時に児童福祉司、児童心理司とカンファレンスを行い、障害の状況や適切な対応方法について情報共有を図り、連絡帳等により職員全員に児童の情報等の伝達を実施している。 ・受入れ後は、日々の生活の様子を、行動観察記録に記載し、一時保護所内で情報共有し、支援に活かしている。 ・障害等に関する内容や対応等が一時保護所業務手引きに明記されていない。		

[No.49] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
49-1	受入を行った場合に、必要な支援が行える環境・体制があるか ✓ 子どもの健康の状況等について、早期かつ的確な評価が行われており、一時保護期間中の支援上の配慮等の方針が検討されている ✓ 定期的な注射等の医療行為など、日常生活における必要な支援や対応が行える体制がある ✓ 職員間での情報共有や観察・管理を徹底するための取組みが行われている ✓ 子どもの健康状況に応じ、想定される緊急時の対応が明確になっており、職員間で共有されている ✓ 受入可否の判断基準と対応が明確になっている	○
49-2	受入を行った場合には、対応方針に応じたケアが行われているか ✓ 心理的ケアを行う等により、安定した生活を送れるよう配慮している ✓ 保護期間中、必要な子どもには十分な医学的アドバイスを受けている ✓ 保護期間中、必要な子どもに治療的なケアを行っている ✓ 個別の日課や支援計画に、日常的な服薬管理、ホルモン剤やインシュリンなどの定期的な注射や吸入などの対応や、定期的な通院、心理的ケア、治療的ケア等の必要な支援が組み込まれている ✓ 個別の日課や支援計画に、日常生活において留意すべき疾病やその対応方法等が明記されている（エピペンが処方されている等の重度のアレルギー、血友病、日光禁止の疾病など）	○
49-3	服薬管理や医療行為は適切に行われているか ✓ 飲み忘れや誤薬等が発生しないような工夫が行われている ✓ 必要な医療行為が適切に行われるよう、職員配置や対応に関する職員研修等の実施などの体制確保を行っている	○
<u>その他工夫している点</u> ・一時保護所業務手引きに「健康管理」が明記され、その内容に従い対応が図られている。 ・日常の健康管理は、朝と夕の検温、身体の状態観察、排便表の活用、服薬確認チェック表等を活用し、支援が実施されている。 ・日常的に留意すべき疾病があるか否か、インテーク時チェックシートや、入所時に児童福祉司から引き継がれる「児童の様子について」の記録を確認の上、連絡帳等で一時保護所内での情報共有を図ることで、適切な対応に繋げている。		

[No.50] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
50-1	無断外出があった場合の対応は明確になっているか	○
✓ 無断外出があった場合の対応は明確になっている ✓ 無断外出があった場合には、職員自ら子どもの発見・保護に努めている ✓ 無断外出があった場合には、保護者その他関係者に連絡している ✓ 無断外出があった場合には、必要に応じ、警察署に連絡して、発見・保護を依頼している ✓ 無断外出した子どもが、他の都道府県等の児童相談所等に一時保護された場合の移送あるいは引き取りについて、子どもの福祉を十分に勘案して決定している		
50-2	無断外出の未然防止に努めているか	○
✓ 無断外出の可能性のある子どもの把握が行えている ✓ 保護所の構造上、無断外出の可能性のある場所について、管理体制を強化するなどの工夫を行っている		
<u>その他工夫している点</u>		
・一時保護所業務手引きに「緊急時の対応」が明記され、無断外出対応マニュアルが整備されている。無断外出が確認された際には、すぐに110番通報することとなっている。 ・無断外出発生時には保護者等関係機関への連絡、警察への捜索願提出等、対応方法等について、全職員が対応できるよう、関係する書類等をファイリングして一時保護所内に設置し、いつでも活用できる体制となっている。 ・居室窓の外側に光センサーを設置し、無断外出をすぐに発見し、対応ができるようにしている。 ・日頃から児童の生活等の様子を把握し、無断外出が予測され得るような状況の際には、職員間や児童福祉司、児童心理司と協議を行い、細心の注意を払い、対応している。		

[No.51] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
51-1	火災等の非常災害に備え、具体的な避難計画を作成しているか	○
✓ 具体的な避難計画が作成されている ✓ 避難計画は、少人数勤務となる夜間について、他の職員の協力を求める体制を整える等の配慮が行われている ✓ 防災カーテンの設置など、設備上の火災等の発生防止を行っている ✓ 避難動線が確保されており、非常口が塞がれていない ✓ 消火器及び消火栓が稼動することが確認できている		
51-2	避難訓練を毎月 1 回以上実施しているか	○
✓ 避難計画に基づく避難訓練が実施されている		
51-3	日頃から、消防署、警察署、病院等の関係機関との連携に努め、緊急事態発生時に迅速、適切な協力が得られるように努めているか	○
✓ 緊急事態発生時に連携が必要であると想定される関係機関の連絡先が明示されている ✓ 緊急事態発生時の関係機関との連携について、その具体的な方法、手順等が明確になっている		
その他工夫している点		
・一時保護所業務手引きに、「災害時における一時保護所緊急避難計画」が明示されている。 ・毎月 1 回避難訓練を実施し、避難経路を児童と一緒に確認し、避難訓練実施報告書を作成している。 ・防火管理責任者が置かれている他、一時保護所内はスプリンクラー、消火器、非常通報装置、排煙窓、防災カーテンの設置など、消防防災設備が整えられている。		

[No.52] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
52-1	感染症の発生を防ぐための対策が講じられているか	○
✓ 一時保護開始時に、子どもの感染症の有無や可能性を把握している ✓ 子どもが感染症を有している場合又は有する可能性がある場合には、他の子どもから隔離する、必要な治療を行うなどの対応が行えている ✓ ノロウイルスやインフルエンザなど、季節的な流行のある感染症について、その発生を防止するための取組みが行われている		
52-2	感染症が発生した場合の対応が明確になっているか	○
✓ 感染症発生時について、マニュアル等によりその対応が明確になっている ✓ 感染症が発生した場合に発症した子どもを隔離するための静養室などの設備がある ✓ 季節や症状等から予測して適切な対応が行えるよう、必要な消毒剤等が準備されている（ノロウイルス発生時のための次亜塩素酸ナトリウムなど）		
その他工夫している点		
・一時保護所業務手引きの「健康管理」に、感染予防について明記され、周知が図られている。 ・うがいや手洗いの励行、早期に受診することで感染拡大防止を実施している。 ・嘔吐物の処理については、処理時に活用するバケツや清拭布等必要な物品を使用分毎にまとめ、男児棟と女児棟に常備しており、必要時迅速且つ衛生的に対応できる体制となっている。 ・新型コロナウイルス感染症への対応として、簡易検査キットを備え、必要に応じて検査し、感染者の迅速な発見とクラスター発生防止に努めている。 ・飛沫感染を防ぐため、学齢児以上はマスク着用、食堂にアクリル板を設置、着席等は一定の間隔を空ける等の対応を行っている。		

[No.53] の評価 (s,a,b,c)		b
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
53-1	マニュアル等が作成され、職員全体で共有や確認できる体制があるか	○
	✓ 養育・支援全般にわたって定められたマニュアルがある ・基本的な相談援助に関する事項 ・養育・支援実施時の留意点 ・子どものプライバシーへの配慮 ・設備等の一時保護所の環境に応じた業務手順 ✓ リスク管理に関して定めたマニュアルがある ・想定されるリスク ・未然防止策と発生時の対応 ✓ 各マニュアルの目的に応じて活用されている（マニュアルの内容に関する研修の実施、職員の執務スペースなどへの設置等）	
53-2	マニュアル等の内容の実効性を高めるための取組が行われているか	○
	✓ マニュアルの内容に関する研修が実施されている ✓ 職員の執務スペースなど、必要な時にいつでも職員が確認できるように工夫されている ✓ その他、各マニュアルの目的に応じた活用の工夫がある	
53-3	マニュアル等の内容に基づき、実施されていることを確認する仕組みがあるか	○
	✓ 定期的にチェックを行う仕組みがある ✓ S V による確認が行われている ✓ マニュアル等に基づくケア等が行われている（マニュアルが形骸化していない）	
53-4	マニュアル等の内容について見直し等が行われているか	○
	✓ 必要に応じて、マニュアル等の見直しが行われている ✓ 定期的に見直しを行う仕組みがある ✓ マニュアル等の見直しにあたり、ボトムアップの仕組みがある（担当者が定められている、職員の意見を反映する仕組みなど）	
その他工夫している点		
・「一時保護所業務手引き」が整備され、職員がいつでも閲覧できるよう一時保護所内に備え付けられている。内容は要領編及び支援計画編で構成され、支援の概要及び詳細が明文化されている。		
・一時保護所業務手引きの内容等については、一時保護所内研修で学ぶ他、支援全般に関係する内容等は外部研修を受講することを通し、実効性が高まるような取り組みを実施している。		
・内容の更新については、年 1 回以上一時保護所運営委員会で検討する体制となっている		

[No.54] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
54-1	自己評価が定期的に行われているか ✓ 自己評価を定期的の実施している	○
54-2	外部評価の仕組みがあり、定期的に行われているか ✓ 外部評価を定期的に受けている	○
54-3	自己評価や外部評価の結果を踏まえた質の向上のための取組が行われているか ✓ 評価結果や苦情相談内容を、質の向上のための取組につなげていく仕組みがある ✓ 評価結果及び苦情相談内容に基づく質の向上を行った実績がある	○
54-4	職員間での共有や職員一体となった取組が行われるようになっているか ✓ PDCA のサイクルを恒常的に実施する仕組みがある ✓ PDCA サイクルに基づく、質の向上を行った実績がある ✓ PDCA サイクルに全職員が参画するなど、組織的な取組とするための工夫が行われている	○
<u>その他工夫している点</u> ・毎月 1 回、全職員が児童権利擁護自己評価シートを活用し、業務の振り返りを行っている。 ・苦情相談内容については、一時保護所内に設置のご意見箱への投書内容や、児童との面談や日頃のコミュニケーションから得られた内容等で、特に対応が必要なことについては、係会議で諮り、改善に繋げている。 ・外部機関による第三者評価を受審することで、支援の質の向上や業務改善に繋げていく仕組みとなっている。 ・PDCAサイクルについては、業績評価シートを活用し、各係長が係目標を掲げ、取り組むべき課題について係員に周知し、取り組んだ結果については、係長が上位者との面談の場で振り返りを行い、次の取組へとつなげている。		

[No.55] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準		評価
55-1	一時保護を行うにあたり、子どもの家庭の状況、心身の状況、性格、成長・発達等の状況を十分に把握できているか	○
	✓ 可能な限り、子どもや家庭の状況に関する情報を把握するための取組みが行われている ✓ 必要に応じて、子どもに直接聞き、情報の把握・確認を行っている ✓ 保護開始時に必要な情報が得られていない場合には、保護開始後にも関係機関等との連携により、迅速な情報収集に努めている	
55-2	集団生活をさせても問題がないかの確認が行えているか	○
	✓ 集団生活に関する子どもの健康状態等についての確認を行っている（アレルギーの有無、ワクチンの接種状況、感染症等の有無など） ✓ 保護者等からの聞き取りだけでは判断できない場合、健康診断を受けさせるなどの必要な対応を行っている	
<u>その他工夫している点</u> ・一時保護所業務手引きに「入退所時の対応」「入所児童チェックシート」「インテーク時チェックシート」が整備されており、児童の情報把握を実施している。 ・健康状態（既往歴、食事、入浴、排泄、睡眠）の他、アレルギーの有無やワクチン接種状況、感染症の有無、服薬状況等は、児童福祉司が「児童の様子について」「食物アレルギー対応確認シート」に必要情報を記入の上、一時保護開始時に内容を確認の上、支援実践をする仕組みとなっている。 ・一時保護開始時、児童と直接面談を行い、生活上必要な情報等を聞き取り、児童福祉司からの情報と合わせ、適切な支援について記録し、一時保護所内で情報を共有している。		

[No.56] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
56-1	チームで情報共有しながらアセスメントが行われているか	○
	✓ 関係機関との総合的なアセスメントが行われている ✓ 保護開始時に十分なアセスメントができていない場合には、保護開始後に迅速にアセスメントが行われている	
56-2	総合的なアセスメントに基づく個別援助指針（援助方針）が策定されているか	○
	✓ 総合的なアセスメントに基づく援助指針が策定されている ✓ 虐待の影響による症状が出ている場合には、生活の中での治療を第一選択としている ✓ 子どもの状況及び支援指針を各職員が把握できている	
<u>その他工夫している点</u> ・一時保護開始時には児童福祉司、児童心理司と連携し、各記録等を活用の上、児童への援助方針について情報共有を図っている。 ・児童の日頃の様子については、行動観察記録に記録し、情報共有を図り、援助方針会議等で適切な支援について検討している。 ・集団生活に馴染めない、感情コントロールが困難等といった児童についても、支援や対応に関する内容等は関係者で検討し、個別支援計画を作成の上、全職員が統一した支援実践となるようチームで取り組んでいる。		

[No.57] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
57-1 個別援助指針（援助方針）に基づく個別ケアを大前提とした子どもの養育・支援が行われているか		○
✓ 子ども一人ひとりの援助指針に沿ったケアが行われている ✓ 子どもに関する面会、電話、手紙等への対応は、個別援助指針（援助方針）に沿って行われている ✓ 援助指針は子どもの状況に応じた個別ケアが大前提となっている ✓ 個別対応が必要な場合には、個別対応プログラムを作成している ✓ 集団生活を送る上でのルールについて、子どものそれぞれの事情に配慮した対応を行っている		
<u>その他工夫している点</u> ・一時保護所業務手引きに「一時保護中の子どもに対する支援方針」が明記され、職員に周知が図られている。 ・「一人ひとりの子どもの状況に応じた適切な支援を確保し、子どもにとっての一時保護の意味を十分考慮に入れた、子どもに安心感をもたらすような十分な共感的対応を基本とした個別化された丁寧なケア」を実施する方向性が示されている。 ・児童一人一人の状態、状況により、個別ケアを実施している。日課に対応できない場合等は居室で静養するなど、生活に関するルールを押しつけること等がないよう、細やかな対応が実施されている。		

[No.58] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
58-1	子どもとの関わりを通じた子どもへのアセスメントを行っているか	○
	✓ 子どもとの関わりを通じ、子どもの言動・特徴・感情、過去の経験や家族関係を含めた、子どもの理解に努めている ✓ 一時保護中に、子どもの持つ家庭像を含めた子どもへのアセスメントを行っている ✓ 子どもが問題行動を表出した場合には、トラウマ体験やアタッチメントの問題などとの関連性を吟味している	
58-2	子どもの変化に応じた支援が行われているか	○
	✓ 子どもとの関わりの中で把握した子どもの状況や変化に応じた養育・支援を行っている ✓ 子どもの状況や変化により、必要に応じて個別援助指針の見直しを行うための仕組みがある	
58-3	必要のない長期間の保護が行われていないか	○
	✓ 必要のない長期間の保護とならないよう、定期的なアセスメント、個別援助指針の評価、見直しが行われている ✓ 一定期間以上の保護を行っている子どもについては、その理由が明確になっている	
<u>その他工夫している点</u> ・一時保護所業務手引きに「一時保護生活における子どもへのケア・アセスメント」が明記され、職員全体で取り組んでいる。児童心理司による心理検査や被虐待児アセスメントシートを活用し、検査結果やアセスメント情報を基に支援に取り組んでいる。 ・日々の生活の中で、食事摂取量や睡眠状況等、職員が気付いた児童の変化や様子等は、行動観察記録に記録し、ミーティングや一時保護係会議等で情報共有を図り、支援に活かしている。		

[No.59] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
59-1	子どもの全生活場面について行動観察を行っているか ✓ 子どもと定期的に面談等を行っている ✓ 種々の生活場面の中で子どもと関わりながら子どもの状況を把握している ✓ 担当者に限らず、様々な職員の視点から行動観察が行われている	○
59-2	子どもの行動観察の結果を記録しているか ✓ 子どもの日々の様子が記録されている ✓ 客観的事実と所見が区分して書かれている ✓ 子どもに関する記録は、子ども別のノートやファイルに書かれている	○
<u>その他工夫している点</u> ・週 1 回児童と面談を実施しており、担当職員が子どもから直接話を聞く機会を設けている。 ・日々の支援の中で児童の状況を観察し、毎日行動観察記録に記録し、一時保護所内で情報共有を図っている。 ・行動観察記録は、児童一人ひとり、専用のファイルで管理をしている。 ・児童の良い所を見出し、できることを褒め、児童の自己肯定感に繋がるよう支援に活かしている。		

[No.60] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
60-1	職員は、業務引継を適切に行っているか	○
	✓ 子どもの状況について、職員が十分に把握できている	
60-2	観察会議を実施し、子どもの観察結果の検討・とりまとめが適切に行われているか	○
	✓ 週 1 回の観察会議を実施している ✓ 観察会議では、子どもの行動観察結果及び子どもの意見、そこから考えられる行動の背景、援助方針について確認し、行動診断を行っている ✓ 観察会議には、担当の児童福祉司や児童心理司等が参加している ✓ 観察する上で、長所（ストレングス）と短所（課題）の両面を意識している ✓ 観察会議を適切かつ効果的に行うための工夫がされている ✓ 観察会議の結果が判定会議に提出されている	
<u>その他工夫している点</u> ・児童の行動観察記録は支援担当職員が日々記録しており、勤務に入る職員は必ず記録を見てから始業する体制となっている。 ・行動観察記録には、児童の良い面、注意を促す必要がある面等、児童の生活等の様子が観察され、記録するよう全職員が留意している。 ・朝会、ミーティングは毎日実施、一時保護所会議は週 2 回行い、児童の状況に関する引き継ぎや対応が検討されている。 ・週 1 回、受理・判定・援助方針会議を実施し、一時保護所での児童の様子について情報提供を行っている。		

[No.61] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
61-1	子どもや保護者の状況等に応じた必要な支援が行われているか	○
	✓ 一時保護を行うにあたり、必要となる可能性のある支援が明確になっている ✓ 必要となる可能性のある支援について、その対応や留意点等が明確になっている ✓ 健康診断等の受診が必要な場合、受診させている ✓ 子どもや保護者に対する説明等において、必要な支援を行っている ✓ その他、必要と思われる支援について、関係機関との連携のもと、必要な支援を行っている	
61-2	日用品、着替え等を持っていない子どもに対しては、個人として所有できる生活に必要なものを支給又は貸与しているか	○
	✓ 日用品、着替え等をもっていない子どもに対しては、個人として所有できる生活に必要なものを支給または貸与している ✓ 支給または貸与は、初日に行えるよう準備されている	
<u>その他工夫している点</u> ・一時保護所業務手引きに、必要となる可能性のある様々な支援に関する内容等が、国の「一時保護ガイドライン」に沿って明記されている。 ・一時保護に関する説明は、一時保護開始時、児童や保護者に説明の上、同意を求めている。 ・日用品や着替えは、入所初日に、一時保護所から支給または貸与している。 ・着替えについては、児童一人一人に合うサイズ別の衣類が着用できるよう、在庫確認をこまめに行い、必要に応じて、早期のうちに購入する等の対応をしている。		

[No.62] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
62-1 子どもにとって心理的に大切な物については、一時保護期間中に子どもが所持できるよう配慮しているか		○
✓ 子どもの福祉を損なう恐れのあるもの以外は、可能な限り子どもが所持できるよう配慮されている ✓ 子どもの状況や子どもからの聞き取り等により、子どもにとって心理的に大切なものが何かを確認している		
62-2 一時保護期間中、子どもが所持する物については、記名しておく等子どもの退所時に紛失していないよう配慮しているか		○
✓ 子どもの所持する物について、一時保護期間中のルールについて、丁寧に説明している ✓ 所持品簿を作成している ✓ 現金等の貴重品が適切に管理されている		
62-3 子どもが所持すべきではないもの、明らかに子どもの所持物でないものがあつた場合には、適切に保管もしくは返還等が行われているか		○
✓ 必要に応じて、保護者等に返還している ✓ 違法なものを所持していた場合は、速やかに警察に連絡をしている		
<u>その他工夫している点</u> ・心理的な安定を図るため、必要な私物等については、入所児童のチェックシートの特記事項にも記し、居室内での私物（ぬいぐるみ等）の所持を一部認めている。 ・一時保護所業務手引きに、児童の所有物の保管、返還等について明記されており、職員に周知が図られている。 ・一時保護開始時に、子どもの権利ノートを活用し、持ち物に関する説明を行っている。 ・入所時「児童の所持物品等保管台帳」に、児童から預かるものを記録し、児童に確認のサインをもらい、児童所持品保管庫で保管管理している。 ・現金を所持していた場合は、児童福祉司に連絡し、金庫で管理している。		

[No.63] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
63-1	一時保護の継続判断を行うために、必要な情報の提供をしているか	○
	✓ 一時保護の継続判断を行うために情報提供すべき内容が明確になっており、その内容が的確である ✓ 情報提供は適切なタイミングで行われている	
63-2	一時保護中に得られた子どもに関する情報を適切に引き継いでいるか	○
	✓ 成育歴、強み・長所、継続的に取り組むべき事項等について、一時保護中に得られた子どもに関する情報について、施設職員や里親等に情報提供している ✓ その他、保護解除後にも継続的な支援を行うために情報提供すべき内容が明確になっており、その内容が的確である ✓ 施設職員や里親への情報提供は、適切なタイミングで行われている ✓ 保護所の職員から施設職員や里親に引継ぎやカンファレンスが適切に行われている ✓ 情報提供すべき内容が的確に伝わるよう、情報提供の方法などを工夫している	
<u>その他工夫している点</u> ・週 1 回、受理・判定・援助方針会議を実施し、一時保護所での児童の様子について情報提供を行っている。 ・施設職員や里親への引継時に必要となる情報は、確実に引き継ぐことができるよう記録を整備し、退所時に児童観察記録票を作成して、担当児童福祉司に引き継いでいる。		

[No.64] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
64-1	子どもの所有物は、一時保護解除時に返還しているか	○
	✓ 所持物の返還時には、受領証を徴している	
64-2	子ども以外の者への返還は、適切に行われているか	○
	✓ 子どもが所持することが子どもの福祉を損なうおそれのある物は、保護者等に返還している ✓ 子ども以外の者が返還請求権を有することが明らかな保管物は、その権利者に返還している ✓ 触法事件に関する物の権利者への返還にあたっては、警察と協議の上、返還を決定している ✓ 権利者への返還にあたっては、権利を有しているかについて、各種資料に基づき慎重に行っている ✓ 一時保護中の子どもの死亡等の場合において遺留物がある場合には、保護者等の遺留物受領人に交付している	
<u>その他工夫している点</u> ・一時保護所業務手引きに「入退所時の対応」「入退所時の取り扱いについての申し合わせ事項」が明記されており、必要な対応が図られている。 ・児童の所有物の返還については「所持物品等保管台帳」を活用し、所持品は児童本人が持参したバッグに入れ返還し、本人の確認の上、受け取りのサインをもらう体制となっている。		